様式（第18条関係）

年　　月　　日

異　議　申　立　書

社会福祉法人生活・文化研究所
　理事長　　大　西　祐　子　様

住　所
異議申立人　　氏　名　　　　　　　　　　㊞
連絡先

社会福祉法人生活・文化研究所の情報公開に係る決定等について、次のとおり異議がありますので、社会福祉法人生活・文化研究所情報公開規程第18条第１項の規定により、異議の申立てを行います。

<table>
<tr><td>文　書　件　名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">文 書 開 示 日</td><td>日　　時</td><td>年　　月　　日（　　）
午前・午後　　　時　　分</td></tr>
<tr><td>場　　所</td><td></td></tr>
<tr><td>開　示　方　法</td><td colspan="2">１．閲覧　　　２．視聴　　　３．写しの交付</td></tr>
<tr><td rowspan="2">一部開示理由</td><td>根拠規程</td><td>社会福祉法人生活・文化研究所　情報公開規程</td></tr>
<tr><td>適用理由</td><td>第８条第　　　号に該当</td></tr>
<tr><td rowspan="2">非 開 示 理 由</td><td>根拠規程</td><td>社会福祉法人生活・文化研究所　情報公開規程</td></tr>
<tr><td>適用理由</td><td>第９条第　　　号に該当</td></tr>
<tr><td colspan="2">開示決定等を認知した日</td><td>年　　月　　日（　　）（※通知を受け取った日）</td></tr>
<tr><td>異議申立趣旨</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>異議申立理由</td><td colspan="2">次の点が不当である。</td></tr>
</table>

（注）　①　決定等に不服のあるときは、通知書を受け取った日の翌日から起算して６０日以内に、異議申立てをしてください。なお、異議申立人が、法人または団体の場合は、代表者の証明をするために商業登記簿謄本等を添付してください。

②　代理人による申立ての場合は、異議申立人から代理人への委任状を添付のうえ、この書類には、代理人の住所、氏名、連絡先を記載し、代理人の印鑑を押印してください。